

## 「ふるさと納税」に伴う寄附金控除について

個人の方がふるさと納税(地方公共団体に寄附)を行った場合、2,000 円を超える分は「一定の限度額」まで、所得税と個人住民税から控除を受けることができます。

平成 27 年度の税制改正により個人住民税の特例控除額の上限が個人住民税所得割の 2 割(従前は 1 割)に上げられました。この結果、2,000 円を超える全額が控除対象となる寄附金の限度額がアップしました。

### ■ふるさと納税の寄附金控除

#### ① 所得税控除 ⇒(寄附金額-2,000 円)を所得控除

所得税の控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 所得税の税率(※)

※平成 26 年度から平成 50 年度については、「復興特別所得税」を含んだ率となります。

#### ② 個人住民税の基本控除

住民税の基本控除額(⇒税額控除) = (寄附金額 - 2,000 円) × 10%

#### ③ 個人住民税の特例控除(⇒税額控除)

①及び②で控除しきれなかった寄附金額を、税額控除(住民税所得割額の 20%が限度となります。)

住民税の特例控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × (100% - 10% - 所得税の税率(※))

### ■控除のイメージ(下記の世帯で 3 万円の寄附をした場合)

○夫婦と子供(高校生) 1 人の世帯

○夫の給与収入(年間)が 700 万円、妻の収入なし

○所得税の税率：20% (課税所得は、配偶者控除及び扶養控除のみが所得控除の対象となることを前提)

寄附金額 30,000 円

控除適用 の下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除(特例分)
2,000 円	(3 万円 - 2 千円) × 20%(※2) × 1.021 = <b>5,718 円</b> ※1	(3 万円 - 2 千円) × 10% = <b>2,800 円</b>	(3 万円 - 2 千円) × (100% - 10% - 20%(※2)) × 1.021 = <b>19,482 円</b> ※1

自己負担額  
2,000 円

軽減額 28,000 円

※1 平成 26 年度から平成 50 年度については、所得税に加えて「復興特別所得税(所得税額の 2.1% 相当額)」が課税されますので、上記のようなイメージとなります。「所得税の控除」と「個人住民税の控除(特例分)」は、端数処理の関係で計算上、若干の差が生じます。

※2 所得税の税率であり、所得により 5 ~ 45% の間で変動します。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の 40%、個人住民税(基本分)は総所得金額等の 30% がそれぞれ限度となります。

## 2,000 円を超える全額が控除となる寄附金の上限額について

### ◆ 限度額を求めるための計算

個人住民税の特例控除額は、個人住民税所得割の 20% が限度額となっていますので、「個人住民税特例控除額 = 個人住民税所得割 × 20%」のとき、2,000 円を超える金額の全額を控除対象とできる限度となり、次の式が成り立ちます。

$$\begin{aligned} & 2,000 \text{ 円を超える全額が控除対象となる寄附金額(寄附金限度額)を } X \text{ 円とすると、} \\ & (X - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% (\ast A) - \text{所得税の税率} (\ast I)) \times 1.021 (\ast R) \\ & = \text{個人住民税の所得割額} \times 20\% \end{aligned}$$

したがって、

$$X = \text{個人住民税所得割} \times 20\% + (100\% - 10\% - \text{所得税の税率} \times 1.021) + 2,000 \text{ 円となります。}$$

( $\ast A$ ) 個人住民税の税率      ( $\ast I$ ) 所得額により 5~45%      ( $\ast R$ ) 復興特別所得税に係る率

### ◆ 課税所得額に応じた限度額の計算

寄附金限度額は、上記の計算のとおり所得税の税率と個人住民税所得割額によって決まります。所得税の税率は、課税所得金額によって 7 段階に分かれており、次のとおり区分毎に計算することができます。

所得税の課税所得額	所得税の税率	寄附金限度額(X)算出のための計算式
~195 万円未満	5%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 23.558\% + 2 \text{ 千円}$
195~330 万円未満	10%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 25.065\% + 2 \text{ 千円}$
330~695 万円未満	20%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 28.743\% + 2 \text{ 千円}$
695~900 万円未満	23%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 30.067\% + 2 \text{ 千円}$
900~1800 万円未満	33%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 35.519\% + 2 \text{ 千円}$
1800~4000 万円未満	40%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 40.683\% + 2 \text{ 千円}$
4000 万円~	45%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 45.397\% + 2 \text{ 千円}$

### ○ 所得税の課税所得額

所得税の課税所得とは、「総所得金額」から「所得控除の合計額」を差し引いた額で、所得税の税率を乗じる所得金額です。確定申告書中の「課税される所得金額」欄の金額です。

給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた金額です。

### ○ 個人住民税所得割額

個人住民税の所得割額とは、住民税(市町村民税 + 道府県税)の課税所得額に税率 10% を乗じて算出した税額です。

市町村から交付される個人住民税(市町村民税・道民税)の「納税通知書」又は「給与所得等に係る市民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書」等に記載の「市町村民税の所得割額」と「道府県民税の所得割額」の合計額がその額です。

### ◆ 2,000 円を超える分の全額が控除となるふるさと納税額の目安

(総務省のページにリンク)

### ◆ 寄附金控除額の計算シミュレーション (総務省のページにリンク)